

第2章

平成25年度新規事業

1 八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

(1) 目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条第1項の規定により、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本市域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定する。

(2) 対象

対象とする区域：八王子市域

対象とする感染症：

- ・ 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ）
- ・ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

(3) 内容

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

- ・ 本市新型インフルエンザ等対策の目的・基本的な考え方
- ・ 対策実施上の留意点
- ・ 発生時の被害想定
- ・ 対策推進のための役割分担
- ・ 発生段階に応じた主要8項目に沿った対策を規定

(4) 方法

- ・ 国が示す「市町村行動計画作成の手引き」等をもとに素案を作成
- ・ 市の各部署及び東京都に対し、素案への意見照会を実施
- ・ 感染症に関する専門的な知識を有する方及び学識経験者の意見を聴取
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 市議会へ報告
- ・ 市ホームページに策定情報を掲載

(5) 実績

- ・ 感染症予防連絡会の開催（平成26年1月20日）
- ・ パブリックコメントの募集（平成26年2月18日～3月19日）
- ・ 市議会（厚生委員会）への報告（平成26年3月3日）

2 先天性風しん症候群対策の風しん予防接種

(1) 目的

風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中（特に妊娠初期）に風しんに感染すると、胎児が白内障、先天性心疾患、難聴等を主な症状とする先天性疾患（先天性風しん症候群）にかかる恐れがあることから、妊娠中の女性への風しんの感染を予防するため。

(2) 対象

八王子市に住民登録があり、接種当日で19歳以上で次のいずれかに該当する方。ただし、風しんに罹患したことがなく、また、風しんの予防接種を受けたことがない方に限る。

- (1) 妊娠を予定又は希望している女性
- (2) 妊娠している女性の夫（児の父親）

(3) 内容

風しん又は麻しん風しん混合ワクチンを1回無料で接種する。

(4) 方法

- ①接種を希望する該当者は市へ申込書を提出。
- ②対象者へ市から医療機関あて接種依頼書（予診票）を交付。
- ③医療機関へ予約し、接種依頼書（予診票）を持参し接種する。

(5) 実績

接種者数 女性2, 320人 男性821人

3 薬物乱用防止対策

(1) 目的

薬物乱用事犯の発生は後を絶たず、低年齢化する傾向が見受けられる。薬物乱用のない社会を築くため、地域住民等を対象に薬物乱用防止を目的とした啓発活動を積極的に行い、薬物乱用の根絶を目指す。

(2) 対象

市民

(3) 内容

覚せい剤・大麻・脱法ドラッグ等が若年層を中心に氾濫していることから、市として「薬物乱用防止推進サポーター」を養成し、市内における薬物乱用防止推進体制を強化するとともに、薬物乱用防止啓発ポスター・パンフレットを作製し、市民に対して薬物乱用の危険性等を幅広く周知するなど、薬物乱用防止対策を講じる。

(4) 方法

○薬物乱用防止推進サポーターの養成

東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を市が独自に養成する。サポーターは基礎研修を受講後、八王子地区協議会指導員とともに薬物乱用防止教育での講師登壇や啓発活動に取り組む。

○薬物乱用防止ポスター・パンフレットの作製

薬物乱用防止キャンペーンポスター（薬物乱用防止「ポスター・標語」八王子地区協議会の入選作を掲載した年度カレンダー）や脱法ハーブの危険性や有害性を訴えるパンフレットを独自に作製し、市内の中学校や公共施設に配布・掲示する。

(5) 実績

○薬物乱用防止推進サポーターの養成

市内の6団体から推薦があった14名をサポーターとして登録。東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会と一体となった薬物乱用防止推進体制を構築した。

なお、活動にあたり、サポーターに対して薬物に関する基礎知識の習得を目的とした研修会を実施し、意識の高揚を図った。

○薬物乱用防止ポスター・パンフレットの作製

薬物乱用防止キャンペーンポスター及び脱法ハーブの危険性や有害性を訴えるパンフレットを独自に作製し、市内の中学校等に配布・掲示したほか、学校での薬物乱用防止教育などで活用することで薬物乱用防止の啓発を図った。